

〔商法 三七二〕

傷害保険契約における他保険契約の
告知義務・通知義務違反と契約解除

東京地判平成三年七月二五日
東京地裁昭六三年(ワ)一八〇六六号保険金請求事件
判例時報一四〇三号一〇八頁
判例タイムズ七七九号二六二頁

〔判示事項〕

傷害保険について、重複する保険契約を締結した事実の告知ないし通知を怠った場合の保険者による解除は、不正な保険金取得の目的に出た等社会通念上公平かつ妥当と解される場合に限り得られるとした事例

〔事実〕

原告Xの妹である亡Aは、昭和六三年六月一日に、被告Y海上火災保険株式会社との間で、①保険期間―昭和六三年六月一六日午後四時から満一年、②被保険者―A、③

死亡保険金受取人―X、④死亡保険金額―五〇〇〇万円、⑤入院保険金日額―一万円、⑥通院保険金日額―六〇〇〇円、⑦賠償責任保険限度額―三〇〇〇万円、⑧保険料月額―八三〇〇円、という内容の普通傷害保険契約を締結していたが、同年八月九日、ホテルで何者かによって首を絞められて殺害された。

そこで、右保険契約の死亡保険金受取人であるXが、Y保険会社に対して死亡保険金五〇〇〇万円の支払を求めたところ、Y保険会社は、本件契約については他保険契約の

告知義務および通知義務の違反があり、それを理由に契約を解除したので、保険金支払義務を負わないと主張した。

すなわち、Xは、本件契約の前日である昭和六三年六月一日に、訴外B保険会社との間で、Xおよびその家族（Aも含まれる）を被保険者とする保険期間五年、死亡保険金額一二五万円の積立型の「家族傷害保険」契約を締結しており、Xは、Y保険会社との契約締結の際に、この家族傷害保険契約（以下第一契約という）について告知していなかった。また、Aは、本件契約締結の後、同年八月六日、同じくB保険会社との間で、Aを被保険者とする保険期間四日間、死亡保険金額二〇〇〇万円の「国内旅行傷害保険」契約（以下第二契約という）を締結したが、Y保険会社はその旨通知し承諾を得ることをしなかった。Y保険会社が、第一契約の存在を告知しなかったことについては、約款に定める告知義務違反として本件契約の解除（第一解除）を、第二契約の締結にあたり、その旨を通知しなかったことについては、約款に定める通知義務違反として本件契約の解除（第二解除）をなしたのである。

そこで、Xが、契約解除の無効を主張して保険金五〇〇万円および遅延損害金の支払を求めて訴の提起をしたのが本件である。

なお、本件傷害保険契約の約款には、他保険契約の告知義務および通知義務に関し、次のような規定がなされている。告知義務については、保険契約締結の当時、同一の被保険者についてすでに他の保険会社との間で傷害保険契約が締結されているときは、このことを保険者に告知することを要し、保険契約者又は被保険者が悪意又は重大な過失によりこれを告知しなかったときは、保険会社は保険契約を解除して保険金支払義務を免れることができる（一〇条）。通知義務については、保険契約締結後に、保険契約者が他の保険会社との間で、同一の被保険者につき傷害保険契約を締結する場合には、事前にそのことを保険者に通知し、保険証券に承認の裏書を得ることを要し、保険契約者が保険者の承認裏書を得ないで他の保険会社との間で傷害保険契約を締結したときは、保険者は保険契約を解除して保険金支払義務を免れることができる（一二条、一六条）。

〔判 旨〕

「約款が、傷害保険の締結に際して、保険契約者及び被保険者に対して、他の保険契約締結の有無について事前の告知義務を定め、また事後に他の傷害保険契約を締結し、またはその存在を知ったときの通知義務を定めた趣旨は、

重複保険の締結は、それが不法な利得の目的にでた場合であるかどうかを問わず、一般に保険事故招致の危険を増大させる可能性があるから、保険者としては、このような重複保険の成立を回避ないしは抑制するため、他保険契約の存在を知ることがあること、本件のような損害保険の場合には、被保険者が各保険者から個別的に損害の填補を受けることにより全体として損害額を上回る保険金を受け取る結果となることを防止するために、他保険契約の存在を知る利益があることのほか、保険事故が発生したときに損害の調査、責任の範囲の決定について他の保険者と共同して行う利益を確保するため、他保険契約の存在を知ることが便宜であること等にあるものと考えられる。

ところで、各種保険の開発、普及及び保険会社による宣伝ないし勧誘等により、一般にさまざまな保険事故を対象とする保険に加入する機会が増大し、その結果特に傷害保険の分野においては、同一人を被保険者とする同一の保険事故に関する複数の保険契約に競合して加入することが珍しくない。このような状況のもとで、保険約款上重複保険の告知、通知義務が定められ、その懈怠が契約の解除という重大な結果をもたらすものとされているのに、一般公衆には、重複保険契約及びその不告知、不通知がそれほど重

大なものと思われているとは思われない。それにもかかわらず、保険約款が、その各条項についての契約当事者の知・不知を問わず、特段の意思表示がない限り当然に契約内容となつて当事者を拘束するいわゆる附合契約と理解されていることからすると、約款の規定があるからといって、直ちにその契約上の効果をすべて無条件に認めることは、一般の保険契約者に対して、社会通念に照らし相当性を欠く不利益を与えるものであつて当を得ないものと思われる。

もし一般的にこのような重大な効果を認めるのであるとするならば、保険契約の申込用紙に、大きな目立つ文字で、保険会社に先行する重複保険の存在を知らせなかったり、保険会社不知の間に後日重複保険に加入したりすると、保険契約が無効となること等に記載したり、パンフレット等にも分かり易く大書する等して、まず一般公衆にそのことが知れわたるように周知徹底を図るべきであつて、このような手段がとられていない現状に鑑みるときは、保険契約者さらには被保険者に他保険契約の存在に関する約款所定の告知ないし通知義務違反があつたという一事で、保険金の不払という保険契約の目的を失わせるに等しい重大な効果を持つ約款所定の解除を認めるべきではない。

以上のような告知ないし通知義務を定めた規定の趣旨及

び解除の効果との均衡並びにそれらについての一般への周知徹底状況を考えると、保険契約者または被保険者が、悪意または重大な過失により告知ないし通知を怠っただけではなく、その不告知ないし不通知が不正な保険金取得の目的に出たなど、不告知ないし不通知を理由として保険契約を解除することが社会通念上公平かつ妥当と解される場合に限って解除することができると解するのが相当である。」

「本件傷害保険契約の被保険者であり、かつ保険契約者であるAの使者である原告Xは、悪意であるか少なくとも重大な過失により、他保険契約の告知ないし通知を怠ったと認めるのが相当である。」

しかしながら他方、他保険である第一契約の内容をみると、その契約は毎月の保険料一万二〇六〇円の積立てによる契約期間五年間の積立て保険契約で、満期返戻金が五〇万円、被保険者を保険金受取人及びその家族とするもので、被保険者死亡の場合の保険金が一二五万円とされているごく日常的な内容のものであった。このような他保険契約の種類、性質及び内容からすると、他に特段の立証のない本件においては、告知義務を定めた規定の趣旨及び解除の効果との均衡等を考えると、その不告知を理由として、死亡保険金を五〇〇〇万円とする傷害保険契約である本件傷害

保険契約を解除することが社会通念上公平かつ妥当と解される場合にはあたらないものというべきである。よって、第一契約の不告知を理由とする第一解除は失当である。

次に、重複保険である第二契約についてみるに、第二契約は保険期間をわずか四日間とし、死亡保険金を二〇〇〇万円、入院保険金日額を四五〇〇円、通院保険金日額を三〇〇〇円とする、保険料が一五〇〇円の国内旅行傷害保険契約であり、特に保険金が巨額であるわけではなく、また保険料も僅かな額であって、短期間の国内旅行を行う場合にごく日常的に加入しておくような内容のものであった。

このような第二契約の種類、性質及び内容からすると、他に特段の立証のない本件においては、契約成立後に発生した事柄について通知する義務を定めた規定の趣旨及び解除の効果との均衡等を考えると、その不告知を理由として、死亡保険金を五〇〇〇万円とする傷害保険契約である本件傷害保険契約を解除することが社会通念上公平かつ妥当と解される場合にはあたらないものというべきである。よって、第二契約の不通知を理由とする第二解除も失当である。」

(研究)

一 本件において争点とされたところは、第一に、第一契

約および第二契約の成否、第二に、傷害保険契約について約款上定められた他保険契約の告知ないし通知義務違反に基づく保険契約の解除の要件ないしはその効力である。第一の争点すなわち第一契約および第二契約の成否については、認定された事実からすれば契約の成立を認めるという結論に到達するものと考えられるから、ここでは特に問題とはしない。

問題は第二の争点である。本件判旨は、第一に、保険者が他保険契約の告知義務ないしは通知義務違反を理由に契約の解除をなしうるのは、その不告知ないし不通知が不正な保険金取得の目的に出た等、不告知ないしは不通知を理由として保険契約を解除することが社会通念上公平かつ妥当とされる場合に限られるとし、第二に、約款上特にその旨の規定はないが、他保険契約の通知義務違反が成立するためにも、保険契約者または被保険者に少なくとも悪意・重過失がなければならぬとしている。火災保険等の損害保険については、特に第一の問題に関して古くから議論の対象とされてはきたが、傷害保険に関しては、右のいずれの問題点についても、比較的最近になって、いくつかの下級審判例を契機として検討がなされはじめたところである（複数の海外旅行傷害保険契約を締結しておき、旅行先で

保険金殺人を犯すなどの事例があった。保険金殺人は故意の事故招致に該当するか否かという点で、限りなく黒に近い灰色というような場合、つまり保険者が保険金詐欺等を立証できない場合に、いわば予備的な手段として告知義務ないしは通知義務違反に基づく契約解除をなす、というように機能する）。

二　そこで、第一の問題から考えてみることにする。本判決は、まず、一般論として、保険者が他保険契約の告知義務ないし通知義務違反を理由に契約の解除をなしうるのは、その不告知ないし不通知が不正な保険金取得の目的に出た等、不告知ないし不通知を理由として保険契約を解除することが社会通念上公平かつ妥当とされる場合に限られるとし、具体的に、本件の場合には、他保険契約の告知義務および通知義務違反はあったものの、他保険契約の内容はいずれも「ごく日常的な」ものであり、他に特段の立証のない本件では、保険者が解除をなすことは社会通念上公平かつ妥当な場合にはあたらぬと判示している。

（二）この点、一般の損害保険契約については、他保険契約の告知義務違反の成立要件として公正かつ妥当な事由が必要であるとするのが、大審院昭和一〇年一月二日判決（判決全集二輯二四号一二六八頁―火災保険）以来の多

くの判例の考え方である（大阪控判昭和一六年八月一四日新聞四七四一号一四頁―火災保険、東京地判昭和六一年一月三〇日判時一一八一号一四六頁―車両保険、東京高判平成四年一月二五五金商九一八号一四頁―火災保険）。一般の善意の保険契約者を保護する観点から、他保険契約の告知義務違反によって保険者が契約を解除するためには、さらに「公正かつ妥当な事由」あるいは「正当な事由」を要するものである。本判決は、傷害保険についても、こうした大審院以来の損害保険における考え方をそのまま踏襲したものとみることができる（中西正明「本件判批」別冊ジュリスト商法（保険・海商）判例百選第二版一二九頁）。判旨が、損害保険と傷害保険をまったく区別することなく、むしろ損害保険であるとしていること（本件判旨部分―一二七頁上段五行目から一二行目）などからこのことが明らかである。

(二) ところで、傷害保険については、悪意・重過失以上で解除のための要件を制限すべき否かについては、判例の中にも動揺がみられる。傷害保険におけるこの問題をはじめでとりあげた裁判例は東京地判昭和六三年三月一八日（判時二二九五号一三二頁）であり、ここでは本件判旨のように他保険契約の告知・通知義務を定める海外旅行傷害

保険普通保険約款を法律上有効と認めた上で、告知義務・通知義務違反につき、悪意・重過失がある場合には契約を解除しうるものとした。つまり、本件判旨とは異なり、約款所定の悪意・重過失という要件さえみたせば保険者は保険契約の解除をなしうるのである（時間的に次の裁判例ともいえる、神戸地判平成元年九月二七日判時一三四二号一三七頁も同旨）。これに対し、特に最近時では、保険契約者が保険事故の発生に関与したとは認められないまでも、保険制度を悪用する意図があると考えられる場合には、それを保険者が立証したときには解除をなしうるとしたり（東京地判平成二年三月一九日判タ七四四号一九八頁）、重複保険をした事情は保険契約者側が最もよく知っているのだから、保険契約者において契約を濫用する目的がなかったという特段の事情を立証すれば、解除が許されない（東京高判平成三年一月二七日判タ七八三号二三五頁）などとする裁判例も現れている。

(三) 学説では、判例と同様、近時のほとんどのものは、まず傷害保険契約の約款上定められた他保険契約の告知義務・通知義務違反に基づく契約解除に関する規定は有効であるとす。そして、さらに他保険契約の告知義務については、本判決とは反対に、約款所定の要件があれば（悪意

・重過失による不告知さえあれば）保険者は保険契約を解除しうると解するものが多い。ただ、この中には、保険者が契約解除権を行使しないとモラル・リスクが防止できない場合における最後の拠り所であるから、悪意・重過失の認定は弾力的になすべきとするもの（西島梅治「判批」判タ七三四号五三頁）、逆に、解除権の行使が保険者の裁量に任ざれていることや、今日の傷害保険の多様化という現状を考えると、悪意・重過失の認定は厳格にすべきであるとするもの（出口正義「重複保険の告知・通知義務違反」損保研究五四巻二号五八頁）もある。これに対し、制限的に解釈する立場も有力である。右の東京高判平成三年一月二七日のように立証責任の転換を認める考え方（江頭憲治郎『商取引法下』三六七頁。ただし、損害保険契約についてではある）や、解除を正当化するだけの保険契約者側の著しく信義則に反する事情の立証を要するもの（山下友信「傷害保険契約と他保険契約の告知義務・通知義務」文研論集一〇〇号一八八頁）等である。

（四）ところで、傷害保険に関する判例およびほとんどすべての学説は、他保険契約についての告知義務・通知義務違反に基づく契約解除の約款規定は有効であることを前提としている（学説からは、今日、この約款の規定が法律

上有効であることについて異論はないとさえいわれている。出口・前掲論文三二頁）。それは、一般に、傷害保険は定額給付方式がとられ、「保険契約が数個ある場合でも保険加入者は保険事故による実際の損害額までしか保険金の支払を受けられない」という損害保険の原則（商六三二条）の適用がないため、故意の事故招致や保険事故発生の仮装等による不正な保険金請求がなされる危険性が高いので、重複保険の存在それ自体にこのような道徳危険の徴表を認め、その情報を開示させることにより、保険者が当該契約を継続または拒絶することができるようにしたものであるということ根拠としている。本判決文中でも、一二七頁上段六行目から一二行目まで、まさにその趣旨が述べられている。つまり、多重契約の存在それ自体が被保険者の保険金詐欺の意図の徴表であるとみてさしつかえない状況が認められるようになってきた最近の経験からすると、多重契約の累積を無条件に放置すべきではないし、悪質な保険契約を事前に排除する手段である告知義務制度の機能を古典的な枠内に制約するのは妥当ではない、したがってこれを告知事項に加えた上で、その違反に対して契約解除の法的効果結びつけても法律上なんらの問題はないとみるのである（西島・前掲五二頁）。

問題は、傷害保険契約といういわゆる第三分野の保険の場合の、約款上定められた告知義務の制度の意味といったところにある。本判決を含めてすべての判例は、他保険契約の告知義務と商法上の告知義務との関係の問題を正面から取り扱うことをしない。約款上他保険契約が告知事項と

されていれば、他保険契約が商法上の告知事項に含まれるか否かの議論とは別に、それだけで他保険契約が約款上告知事項となり、その効力が問題となるのである（通知義務については、商法には規定がないから、約款に基づく義務と考えるほかない）。はたして、商法上の告知義務と独立して、他保険契約の告知義務を考えることが許されるのであろうか。というのも、告知義務が、たとえば「義務」との名称が付されているとはいえ、法律上の「義務」とはその本質において大きな差異が認められるものであり、また保険契約の射倖契約性の故に特に告知義務が認められ（倉沢康一郎『保険法通論』四二頁）、また告知義務違反が契約の効力と結びつけられることになるものであるため、独自に約款をもって制度設定をなし得るかという疑問があるからである。そして、今かりに、独自に告知義務の制度を設定し得るとしても、義務に應ずる権利者等の登場しない「自己義務」である告知義務について、はたして契約解

除の効果までも認めることができるかについては、疑問を払拭しえない。

おそらく、傷害保険についても他保険契約の告知義務違反に契約解除の効果を結びつけるとしたら、商法上の告知義務の制度との関わりにおいて考えてゆくほかない。そうであるとする、あとは商法上の告知義務の制度をいかに考えるかという、制度の存在意義あるいは告知義務の法的根拠に関する把握の仕方に関わってくる。保険契約の善意契約性に告知義務の根拠があるとすれば、不可信性の徴表となるような事実（団体の仲間としてやがてウソをつくだろう）も告知事項に含まれることとなる。したがって、多重契約の存在それ自体が被保険者の保険金目当の一連の策動の第一歩であり、保険契約の累積こそが保険金詐欺の意図の徴表となるため（西島・前掲四九頁）他保険契約の存在もまた告知事項となり、これを告知しなければ契約解除へ結びつくこととなる。しかし、保険契約における告知義務は、保険契約における危険発生の蓋然性を左右する事実の秘匿が、直接保険者に対して不公正な不利益をもたらすという保険契約の内容的特質に鑑み、両当事者の衡平という理念に基づいて認められたものであるから、告知が要求される事項は、危険の蓋然性に関する事実に限定される

と考えるべきである（倉沢・前掲書四二頁、大原栄一「他の保険会社との生命保険契約の存在」商法（保険・海商）判例百選九一頁）。したがって、たとえ約款によるとはいえ商法六四四条あるいは六七八条の対象外の事実までこれを拡大してゆくことはできない。

そして、告知義務の対象を、このように保険者が危険を測定する上での重要事実に限定すると解する以上、契約が重複することによって、保険の対象である火災や車両事故や傷害の危険が客観的に高まるとは考えられないから、いかに考えても他保険契約を告知事項に含ましめることはできないのである。そしてまた、一つ一つの保険契約が、保険金額や被保険利益から見ても何らの不審もなく適法かつ有効と認められるのに、それらの保険契約が重複してその保険金の合計額が高額となった場合にその効力が疑われるに至るといふ理論上の根拠がどうしても考えられないのである。

損害保険法制研究会による「傷害保険契約法（新設）試案」六八三条の六（損害保険法制研究会『損害保険契約法改正試案・傷害保険契約法（新設）試案理由書 一九九五（年確定版）』では、他保険契約の告知義務については、告知義務一般とは区別した規定としてこれを置くこととして

いる。このことは、同じ告知義務の名称がつけられるとしても、その法的性質はまったく異なるということを雄弁に物語っている。

三 他保険契約の通知義務に関しても興味深い学説・判例の流れがみられる。これは商法には規定がないものであるため、純粹に約款の効力の問題である。ほとんどすべての学説および判例は、告知義務と並んで約款上の効力を認める。ただし、通知義務に関する約款規定では、義務違反の主観的要件が規定されていないため、この場合にも悪意・重過失が必要とされるか、さらには何らかの限定的解釈がなされることとなるかが争われることとなる。本判決は告知義務とまったく同様に通知義務を把握している。東京地判昭和六三年二月一八日や神戸地判平成元年九月二七日は、悪意・重過失を必要とする。これに対し、東京高判平成三年二月二五日などのように、義務違反の主観的要件としては過失を要求するにとどめ、保険者が解除を主張するためには、保険金受取人の請求が不正請求である疑いがあることを証明しなければならないとするものもみられる。ただし、一般的にはあるいは学説の多くは、加入者の常識としては他の傷害保険への加入が当然告知事項となるとの意識は乏しいし、約款の規定以外にはその存在を知らしめる

開示方法などがないから、告知義務の場合よりも悪意・重過失の認定には慎重であるべき等とされている（山下・前掲論文一八二頁）。

通知義務については、保険者が契約締結後における危険の増加を防止するため、他保険契約の締結を一定範囲で制限する方針をとり、そのために約款で他保険契約の通知義務を定め、その違反の効果として解除権の発生を規定したものであるとされる。いずれにしても、告知義務と同様、モラル・リスクを未然に防止するための手段であると解されている（出口・前掲論文五六頁）。商法は、通知義務については、危険の著変の態様に応じてきめ細かく規定を置いている。はたして、契約の解除という強力な効果を認める通知義務を、約款によるにせよ危険の著変の場合以外に認めうるか問題となるであろう。そしてまた、商法上の通知義務の規定が、告知義務と並んでモラルリスクを防止するための制度であるとしたら、いわば両者は表裏一体をなすものとなるから、私見のように他保険契約の告知義務については約款上その効力を認めることができないとした場合には、通知義務についてもまた当然にその効力を認めることはできないということになるであろう。

四 近時のいくつかの判例の流れをみてみると、裁判所が

解除を有効と認めるのは、モラル・リスクであることがきわめて高度に疑われるという場合だけである。例えば、東京地判昭和六三年二月一八日は、義務違反を持ち出すまでもなく、故意の自傷事故であったことが認定されている事例であり、また神戸地判平成元年九月二七日も、故意の交通事故とまでは認定されなかったが、ほとんどそれに近い不当な請求であったという認定がなされている。本件を含め、そうでない場合には、たとえ告知義務・通知義務違反があったとしても解除の効力は認められないというのが判例の傾向であるといってもよい。このことは、モラルリスクの疑いがあるということだけでは、保険契約者が平均的な保険契約者ではなくなり、義務違反の制裁を厳しく受けざるを得なくなってしまうてはまずいという配慮があるからにはかならない（現に、不法目的のような立証困難な事実の立証なしでの契約解除のモラルリスク対策と、善良な保険契約者から保険保護を剝奪する恐れのパラドクスをいかに考えるかの問題であるとするものもある。山本哲生「本件判批」ジュリスト一〇四五号一三〇頁）。そうした悩みは、われわれの立場からすれば、そもそも告知事項とならないものを告知事項と考えたことから来る当然の帰結と考えることとなる。それよりも、他保険契約の存在は危険

測定上重要な事実ではないため、これを告知事項に加える約款の規定は効力がないものとし、あとは保険法の一般法理―故意の事故招致や、詐欺による取消しあるいは公序良俗違反による契約の無効などによって解決すべき問題であろうと考える。

そして、生命保険については、判例は古くから、他保険会社の保険に加入しようとして契約を拒絶されたという事実は告知事項となるが、他保険会社への契約申込の事実または他会社と契約を締結した事実は、告知事項とはならないとしているのである。傷害保険は第三分野の保険と呼ばれる。ここで、その意味を詳細に述べる余裕はないが、新商法立法以後の保険の発展が、定額保険契約の保険事故を人の生死以外の事実にまで拡大し、その結果、商法上に規定のないいわゆる無名契約としての「第三分野」の保険契約を誕生させたのである。傷害保険はこのようにいわば損害保険でもなくまた生命保険でもないが、傷害保険契約における保険事故という観点からは生命保険契約に類似するものと考えてよい。本質的に不定額保険である損害保険では、金銭給付義務の内容は契約締結の意思表示において具体的に確定しているものではないから、保険事故が生じただけでは足りず、填補すべき損害が生じなければならない

ということになるのに対し、生命保険では、保険事故の発生によって具体的に発生すべき金銭給付義務の内容は、契約締結の意思表示によって確定しているから、約定の保険事故という一個の事実が発生しさえすれば、そのことだけで条件は成就するのである。死亡保険金を例にとつて考えると、確かに商法六七三条の「人の生死」と、傷害保険の「人の身体傷害による死亡」とは異なるが、両者の相違は、後者が保険事故である死亡につき、その原因事実を限定しているという点だけである。保険事故の種類によって契約を分類したとき、その契約において危険が個別化すなわち事故の原因事実が限定されていたとしても、契約類型としては同一と考えるべきである（倉沢康一郎「傷害保険契約の構造再考」損害保険事業研究所創立六〇周年記念損害保険論集八三八頁）。したがって、少なくとも傷害保険契約の死亡保険金部分については生命保険契約と同じ法理が援用されることとなると解すべきである（倉沢・前掲論文八四三頁）から、告知義務ないしは通知義務についてはむしろ損害保険における判例の流れとは独立して考えることが正当な態度となるであろう。

宮島 司